

令和4年 第9回教育委員会 会議録

日 時	令和4年7月13日（水） 午前9時00分～午前10時45分
場 所	向日市福祉会館 3階大会議室
出席委員	永野教育長、松本委員、流石委員、中野委員、畠山委員
事 務 局	教育部長、副部長兼学校教育課担当課長、学校教育課長、生涯学習課長、教育総務課長、文化財調査事務所長、図書館長、文化資料館担当課長、中央公民館長、教育総務課副課長、教育総務課主任
議 題	委員会諸報告
傍 聴 者	なし
教育長	開会宣言
教育長	会議規則の規定により、第8回会議録の承認について諮る。
	（全員異議なし）
教育長	会議録は承認された。
	本日はまず、委員会諸報告として、「向日市議会令和4年第2回定例会一般質問答弁要旨及び総務文教常任委員会質疑について」報告願う。
事務局	— 向日市議会令和4年第2回定例会一般質問答弁要旨及び総務文教常任委員会質疑について —
	（資料に沿って概要を説明）
	【質疑等】
委員	「就学援助制度」のプライバシー保護に配慮した実施方法について、工夫の例をご提示いただきたい。
事務局	必要書類の受け渡しを職員室で行うことや、児童生徒に対する個別ケアを行う等の工夫をしている。
委員	なぜ自分が職員室に呼ばれて、個別に書類を受け渡されているのか、就学援助制度の対象となる児童の心理面には配慮を行っているか。
事務局	児童自身が生活困窮世帯であるという認識を持っていることはほぼない。

	教職員からも制度に関する書類である旨の説明は行なっておらず、実際の対応は書類を保護者に渡すよう伝える程度だと思われる。
教育長	一般質問が行われた背景について補足を願う。
事務局	書類を受け取った児童が、自分だけ受け取ったその理由を母親に尋ね、回答に苦慮したケースがあり、議員に相談が入ったと聞いている。本市としては適切に制度を運用していると考えているが、児童や家庭への配慮については今後一層徹底する必要があると感じ、答弁においてもそのように回答している。
委員	家庭の経済状況を児童に伝えている場合とそうでない場合があり、一律の対応が難しい。
委員	配布物の封筒に忍ばせる等の配慮があれば、周囲から目立つことを防げるのではないか。
事務局	提案の通り児童を介さない方法が現状最も世帯のプライバシーを守ることができる。 しかし、就学援助制度を申請する際には、児童の手を介して申請書類が教職員に提出されるため、同様の問題が起こる可能性がある。 また、進学の際には必ず向き合う必要が出てくるので、義務教育が行われている期間中に児童を介さないまま進めていくことについても、慎重な検討が必要である。 一案として、児童の発達段階に応じて手段を工夫する等の方法が考えられる。
委員	学年によって対応を分ける方法も考えられる。
教育長	校長会でも情報共有を行い、より良い方法を検討していきたい。
委員	学校正門のインターホン設置について、設置を検討するとのことだが、インターホンがないと初めて来校される方などは校内で迷われる場合があるため、設置する方向で進めていただきたい。 インターホンは職員室に繋がっているのか。
事務局	職員室に直接通じるようになっている。
委員	土曜日や休日には用務員室に繋がるようだが、切り替えているのか。

事務局	京都府福祉のまちづくり条例の関係で、来校者に対応するために設置している。 学校休日にはそのような対応がされていないと思われる。
教育長	調べておいていただきたい。
委員	インターホンが設置されていない学校はどこか。
事務局	向陽小学校と第4向陽小学校、勝山中学校と西ノ岡中学校以外は設置されていない。
教育長	既存不適格の学校はバリアフリー対策をしなくても良いということか。
事務局	増築や建替えの際には整備するよう指導されるため、その都度対応している。
委員	コロナ禍以降を見据えたタブレットの活用について、コロナがあったからこそ様々な学習手段の可能性が広がったと、驚いている。
委員	プログラミング教育の取組について、ICT担当の専任の指導主事を配置したとあるが、どのような方がどのような指導をされているのか。
事務局	府立学校の管理職をしていた方を、本市の指導主事に配置し、特にICT教育を専門に指導、助言している。 一昨年から、GIGAスクール構想の実現に向けて、本市においてプロジェクトチームを発足しており、会議のコーディネートに加え、ICT教育を研究テーマにしている第4向陽小学校等において、定期的に校内研修の講師として教員への指導・助言を行なっている。
委員	プロジェクトチームは、各校の教員が参加しているのか。
事務局	教育課程に関わることもあるため、教務主任とICT担当教員の2名が参加している。
委員	外国語教育について、中学3年生の約45%が英検3級相当とのことだが、これは学習塾等に通っている結果なのか、学校の授業のみで達成したものなのか、データはあるか。 また、これは英検3級に合格をしている人数割合か。

事務局	英検３級に合格している人数に加えて、英検３級相当の力があると教員が認めた人数をカウントしている。 委員の質問に回答できるデータは把握していない。
委員	家庭の経済状況による格差が出ないよう、可能な限り学校の授業だけで達成できることが望ましい。
委員	医療的ケア児の普通学級への通学について、積極的に対応すると回答されているが、現在対象となる児童はいるのか。
事務局	一般質問への回答時はいなかったが、６月中旬に小学校の児童が１型糖尿病との診断を受け、昼食前にインスリンの注射が必要な状況になっている。 医療的ケア児の受け入れに当たっては看護師の配置が必要なため、２学期から配置ができるように調整をしているところである。
委員	児童自身がインスリンを注射することはできるのか。
事務局	生まれつき接種が必要な児童であれば可能かもしれないが、この児童については、現在練習をしているところである。
委員	部活動の民間移行について、吹奏楽部への指導も運動部の指導と同様の大変さがあるが、対象とはならないのか。
事務局	吹奏楽部についても複数顧問の体制を取り、地域の方々の支援もいただいているというのが本市の現状である。 現在、文化庁において地域移行についての提言を作成されていると聞いている。 今後の国の動きを注視しながら、教員の業務改善だけではなく、児童が楽しんで活動できるよう検討していきたい。
委員	第４向陽小学校及び寺戸中学校の施設整備について、先日学校訪問に行った感想として、施設も大事ではあるが、教員が一人一人の生徒にどの位向き合っているかということも大変重要である。 一時的に児童生徒の数が増加することをデータで示していただいているが、それに対する人的な対応も必要ではないか。 臨時で教員数を増やす等の対応を検討されたりはしているか。

事務局	児童生徒数の増減に伴う準備は施設だけでないことは十分に理解しているが、学級数に応じた教員数のルールがあり、それに基づいた教員配置がされているため、すぐの対応は難しいと考えている。
教育長	児童生徒数の状況を見て、市としてできるのは非常勤支援員等の採用である。 正規の教員、あるいは講師の割り当ては任命権者である京都府教育委員会が基準に基づいて行うため、児童生徒数の増加が予想されていることを理由とした教員の前倒し増員を要望することは難しい。
委員	児童生徒数に応じた教員の配置に関する基準はわからないが、適正配置の枠内であっても児童生徒の教育にあたり適切な配置であるかを丁寧に検証することが必要だと思う。
教育長	教員配置数の基準については、別途説明の機会を持ちたい。
委員	学校トイレへの生理用品常設について、児童生徒の不安や悩みを把握する機会を失うことにつながるため、トイレへの常設は考えていないとあるが、不安や悩みの把握よりも困っている児童生徒を適切に支援することの方が大事と考えるがいかがか。
事務局	この内容の一般質問は2回目になるが、今回は貧困というキーワードがあまりでなかった。 義務教育の中で、児童生徒が経済的に困窮している状況に置かれていることを教員が把握し、福祉を通じて適切な支援を行うことができるかが本質だと考えている。 現在は児童生徒との会話を通して困りごとを把握し、保健室や職員室に生理用品を常備し、養護教諭等教員が配布している。 しかし、社会情勢や保護者の価値観等も変わってきているため、アンケートを1学期中に実施する予定としており、それを踏まえて最善策を検討していきたい。
委員	アンケートで、児童生徒が本当に困っていることをきちんと把握できるのか。
事務局	思春期の児童生徒を対象にしているので、本音を引き出せるかがポイントになる。 教員は普段からそれが話せる関係づくりに全力で取り組んでいるが、それでも言えない児童生徒はいるかもしれない。

	生理用品の困りごとは早急に解決しなければならない内容なので、アンケートを1学期中に実施したい。
委員	生理用品の貧困というのは、高額で買えないのではなく、親に対し生理用品が必要であることが言いにくい等、貧困というよりも様々な家庭の事情があって、自分で買いに行きにくい状況があるのではないかな。
委員	国際的にも、家庭にもなく、与えても貰えないということが共通の課題でもある。
委員	生理用品の受け取りから、家庭の様々な問題を把握することができる。 教育現場ではそれをきっかけとして、家庭の状況や、貧困問題など把握できる一つの方法で大事だと思う。 アンケートについても可能な限り本音を記入できるようなものになるよう工夫していただきたい。
事務局	他市の学校で、生理用品を個室に置く旨を生徒に伝えた際に、歓声が上がったという話があった。 歓声が起こった理由を正しく分析し、新型コロナウイルス感染症が蔓延している中での配布によるデメリットも考えながら、児童生徒の現状をしっかりと把握して対応したいと考えている。
委員	歓声の理由は何だったのか。
委員	持参する手間が省かれるためではないかな。 小学生であれば、普段はポーチ等を持たずにお手洗いに行くため、何かに忍ばせる手間や、男子に見られることへの不安等も考えられる。
委員	常設することによって保健室や職員室での配布を止めるということではないと思うが、常設配置によって残数把握が可能になるため、その数の減り具合によって、様々な分析をすることもできる。 やはり、児童生徒がどういった状況なのかの把握が必要である。
教育長	把握そのものが難しいとは思いますが、アンケートを通じて児童生徒の生の声の把握にこれまで以上に努め、その結果を報告しながら今後の対応について協議していきたいと考えている。
委員	アンケートの対象は全員か。

事務局	対象は、市内の中学校に通う女子生徒を想定している。
委員	生理用品に関するアンケートについて、最初から対象を制限してしまうのではなく、その問題を男子生徒もきちんと知る機会になると考える。
事務局	児童生徒の様々な困りごとを福祉サイドの支援に繋ぐための糸口となるよう、まずは対象を限定して生理用品に特化したアンケートを行いたいと考えており、委員の考えとずれてはいないとは思っている。
委員	性別の問題において、そこで傷つく児童生徒がいるかもしれないことを考えると、教育の現場であればより慎重に行うべきではないかと考えるが、いかがか。
事務局	性的マイノリティーについては、保護者や教職員の学習で4年程前から始まった段階なので、提起のあった課題は当然起こる可能性がある。 義務教育中の児童生徒に関しては、保護者を通じて必要な配慮を確認し、提供するように義務づけられているのだが、現在のところ把握した事例はない。 性別に関する教育については、全ての児童生徒を対象として教育を進めていかなければいけないと考えている。
教育長	性の多様性に関する対応については、別途機会を設けて協議していきたい。
委員	ヤングケアラーに関する周知等の問題について、教員を対象に研修会を計画しているとあるが、講師はスクールソーシャルワーカーか。 また、国がある程度の指針を出して概念規定をしているが、それを踏まえて、この研修会の中で向日市としてのヤングケアラーの定義とその把握方法についてしっかり深めていただきたい。
事務局	スクールソーシャルワーカーについては2年間空席だったが、本年度から配置をし、講師を務めていただく予定にしている。 研修会において、ヤングケアラーについて正しく理解し、状況を発見した際に福祉的な支援へとつなげ、教員一人一人がきちんとした認識を持てるよう取り組んでいきたいと考えている。
委員	就学援助率に関する一般質問について、実際には援助を受けられる家庭であるが、よく分からず申請しなかった事例があったのか。 また、基準の公表についても、一般の方には分かりにくいいため、分かり

事務局 委員 教育長 事務局	やすい例示があれば良いと思うが、この一般質問がされた背景は何だったのか。 他市において、就学援助のお知らせの中でモデルケースを例示している事例があり、向日市でもそういうことができないのかという趣旨で一般質問されたと思われる。 偏った解釈になる可能性があるとの判断もあり、本市では例示をしてこなかったが、モデルケースを例示する市町村が非常に増えてきている状況でもある。 他市の状況をみながら適切な形で記載できるか検討していきたい。 必要な世帯に必要な支援を届けられるよう、申請できる可能性があるかの判断基準となるよう例示を検討していただきたい。 次に、「令和３年度いじめ調査の概要について」報告願う。 — 令和３年度いじめ調査の概要について — 各調査の後に本教育委員会で報告したが、本資料は年間の概要の報告である。 最初に、認知、未解消、解消の年間合計件数について、小・中学校合わせて、認知件数が１，３２８件、未解消件数が５８７件、解消件数が７４１件であった。 令和２年度との比較では増加しているが、過去５年間で見ると減少傾向にある。 令和２年度に少なかった理由は、臨時休校があり、関わりが少なかったためと分析している。 学年別の認知件数の年間合計については。６年生を除いて学年が上がるにつれて概ね認知件数が減少しており、いじめ防止対策推進委員会でも把握し切れているか懸念されている。 いじめが認知されていないことは、児童が本心を発言できていないとの認識に立ち、この調査だけで把握するのではなく、休み時間や部活動等の様々な状況において把握し、信頼関係をもとに児童の訴えにすぐに対応できるような状況をつくっている。 未解消の状況について、行為がやみ、嫌な思いをしていない状態であり、かつ３か月以上経過しているという条件で集計をしている。 また、教員が継続した面談や声かけが必要と考える事例も見守り件数として未解消件数に入っている。 最後に、いじめの態様については、「①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が一番多く、「③軽くぶつかられたり、遊ぶふ
--	--

	りをしてたたかれたり、蹴られたりする」が二番目に多く、「②仲間外れ、集団による無視をされる」が三番目に多いという結果になった。 【質疑等】
委員	いじめの態様について、小学校の令和２年度「⑨その他」が４０件だった理由は何か。
事務局	①から⑧に入らないものを全て「⑨その他」に入れていたためである。令和３年度は、極力分類をするように務めた。
教育長	続いて、「令和３年度不登校の状況について」報告願う。
事務局	— 令和３年度不登校の状況について — 令和３年度の不登校児童生徒数は、小学校４７名（出現率１．５７％）、中学校７１名（出現率４．９１％）であった。 令和２年度と比較すると、小学校、中学校共に増加している。 小学校については、ここ数年、全国よりも高い出現率が継続しており、中学校については、令和２年度は全国平均に近づいたが、令和３年度は増加に転じている。 不登校数の内訳（千人率）は、不登校数が、学年が上がる毎の不登校者数の変化について経過を追って示したものである。 白色のグラフが新規数、黒色の棒が継続数であるため、小学校６年生時に２０人いた不登校児童が、中学校１年生になると１２人になっていると読み解く。 ここから読み取れることは、新規の不登校児童生徒を早期にケアをする、あるいは未然防止をするということが大切であるということを示している。 表３の不登校生徒の進路について、令和３年度の３名の進路未決定者の内、１名は９月から海外へ留学、１名は病気療養、１名が進路未決定である。 ここを大きな課題として捉え、たとえ小学校から不登校であっても、中学校３年間不登校であっても、進路を実現させたいという思いで指導するよう、校長会を通じて指導をしていく。 最後に、今後に向けては資料の６項目を通じて取組んでいく予定である。 【質疑等】

委員	不登校を未然に防ぐために、児童生徒と保護者が相談できる場所について、何らかの形で学校から周知されているのか、また、市のホームページには載っているのか。
事務局	学校の職員紹介が年度当初の学校だよりに掲載しており、スクールカウンセラーや心の相談サポーターの氏名や、スクールカウンセラーの来校予定日を通知している。 また、市のホームページにおいても、スクールカウンセラーの来校予定日について掲載し、年度当初に向日市教育委員会からもチラシで適応指導教室と保護者の相談窓口についても周知している。
委員	心の相談サポーターの配置日数は学校によって違うのか。
事務局	令和4年度は全校配置をしているが、配置日は学校の状況に応じて決めているため、差がある。
委員	不登校児童生徒数の内訳について、小学6年生から中学1年生で8名ほど減少しているが、この中に私学に進学した生徒はいるか。
事務局	私学に進学した生徒は入っていないと記憶している。
教育長	不登校問題については、引き続き未然防止と対応を総合的に行う必要がある。
教育長	閉会宣言

向日市議会令和4年第2回定例会一般質問答弁要旨及び総務文教常任委員会質疑について

令和4年7月13日
教 育 総 務 課

令和4年6月7日から9日までに開催されました、向日市議会令和4年第2回定例会一般質問答弁について、教育委員会分は以下のとおりでしたので報告します。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
(令和自民クラブ 松本 美由紀) 学校教育におけるSDGsの取り組みについて 学校用品のリサイクルの実施について	【部長答弁】 議員ご案内のとおり、第5向陽小学校では、PTAの皆様が中心となり、2月下旬から3月上旬にかけて、サイズが合わなくなった「体操服」や「赤白帽」などの学校用品をPTA総会後に提供する機会を設けておられ、人気のある事業と伺っている。 中学校においても、昨年10月に勝山中学校で「リサイクル制服3年生対象お渡し会」、西ノ岡中学校で「制服・体操服等のリユース活動」、11月に寺戸中学校で「制服リサイクル、お渡し会」を実施されており、好評であると伺っている。 ご質問の第5向陽小学校以外の小学校における学校用品のリサイクルの実施については、学校用品のリサイクルは、提供する保護者と受け取る保護者のニーズが合致することで実施できるものであり、それぞれのニーズを把握できるPTAの皆様が自主的に活動を行っておられるところである。 教育委員会としては、こうした活動が他の小学校にも広がるよう、向日市PTA連絡協議会を通じて、第5向陽小学校の取り組み等を紹介してまいりたい。 本市においては、国のGIGAスクール構想を踏まえ、昨年4月から小中学校の児童生徒、教員に1人1台タブレットを配備し、活用を進めているところである。 現在、このコロナ禍において、感染症に係る自宅待機中の児童生徒がタブレット端末を家庭に持ち帰り、同時双方向アプリを活用し、朝と夕方に健康観察や課題の確認を行ったり、オンラインで授業を配信し、課題の提出を行うなど、長期にわたり登校できないことによる不安を解消するとともに、学習支援に努めている。 また、全ての児童生徒の学びを保障するため、インターネット環境が整わない家庭にはモバイルルーターを貸し出している。 教育委員会においては、本年4月末から順次、学校訪問を行い、各校のICT活用状況や課題について現状把握に努めている。 小学校では、例えば、高学年の理科において、実験や観察で気付いたことや自分の考え等をクラウド上の共有スペースに書き込み、友達と共有することで自分の考えと比較し、深い学びにつながる学習
コロナ禍以降を見据えた タブレットの活用について	

セレクト給食の導入について	をしている。 また、中学校の音楽科でも、タブレット内のアプリを使って、歌詞のイメージをもとに曲を創作し、グループでの話し合い活動を通して1曲に完成させる協働学習等の授業も行っている。 教育委員会としては、各校のこれまでの取組を踏まえ、さらに授業でタブレット端末を積極的に活用できるよう、主体的で協働的な学びを助ける授業支援ソフトや個別最適な学びに対応するデジタルドリルを2学期から授業で活用していくため、夏季休業期間に各校で研修を実施する計画をしており、現在準備を進めているところである。 本市の中学校給食については、平成31年1月の開始から、成長期にある中学生に栄養バランスのとれた安全・安心な昼食を提供するとともに、地場産物の積極的な活用や献立コンクールの実施など、生きた教材として給食を活用し、食育の推進に努めているところである。 現在、小学校給食において実施しているセレクト給食は、メインのおかずをチキンやポークまたは魚から選ぶものや、揚げパンの味付けをココア味やきなこ味、抹茶味といった2－3種類から選べるものであり、子どもたちが献立を楽しみながら選ぶことで、食への関心を高めることにつながるものと考えている。 しかしながら、議員ご提案のセレクト給食を中学校において実施することについては、対象人数も多く、複数の献立を用意するには、調理に時間を要し、食缶の数が増え、配送する際のコンテナや各校の配膳室のスペースにも関わることから、小学校と同様のセレクト給食を実施することは難しいと考えている。
小学校正門のインターホン設置について	本市においては、全小中学校に録画機能とセキュリティ会社による機械警備機能を兼ね備えた防犯カメラを設置し、さらに小学校には、緊急時に通報することができるワイヤレスセキュリティシステムやネットランチャーを配備するなど、侵入者に対する防犯対策を行っている。 本来、学校は教育の場であると同時に、児童生徒が一日の大半を過ごす生活の場でもあり、児童生徒が安全に安心して過ごせる場所であればならないことから、防犯カメラについては、校門や通用門など、主に外部からの出入りが想定される箇所に設置し、人の出入る状況を職員室等のモニターからリアルタイムで確認しているところである。 小中学校におけるインターホンについては、改築や増築の際、京都府福祉のまちづくり条例に基づき、バリアフリー対策として、障がいがある方などの利用を目的に、現在、向陽小学校、勝山中学校及び西ノ岡中学校においては正門付近に、第4向陽小学校及び寺戸中学校においては、玄関付近に設置しているところである。 インターホンについては、議員ご指摘のとおり、来訪者の確認やスムーズな学校案内などに対応するための有効な設備でもあることか

第 6 向陽小学校の児童数について	ら、今後、教育委員会としては、これまでのバリアフリー対策に加え、学校の防犯対策の面から、インターホン等の設置を検討してまいりたい。 向日市立小中学校の児童生徒数については、平成 28 年度から将来的に就学が見込まれる児童生徒数の推計を行っており、現時点では、小学校は令和 9 年度、中学校は令和 15 年度までの推計を行っている。 このうち第 6 向陽小学校の児童数については、令和 3 年度 290 人に対し、令和 4 年度は 290 人で増減はなく、また、通常の学級数についても、令和 3 年度 12 学級に対し、令和 4 年度も 12 学級であり、増減はなかったところである。 一方で、今後の見込みについては、推計結果によると、令和 5 年度以降は増加傾向が続き、令和 9 年度には児童数は約 440 人、通常の学級数は 15 学級まで増加する見込みであるが、現時点においては、余裕教室の転用等により、既存の施設において受け入れは可能であると考えている。
留守家庭児童会の児童数について	留守家庭児童会の入会児童数については、令和 4 年 5 月 1 日現在、本市の小学校の全児童数 3,026 人に対し、入会児童数は 713 人で、入会率は約 24% である。 これまでの推移としては、現在と同じ入会対象学年と同じ 6 年生までの受け入れを開始した平成 27 年度は全児童数 3,100 人に対し、入会児童数は 523 人、入会率は約 17% であった。 また、直近の状況だが、令和元年度は、入会児童数は 592 人、入会率は約 20%、令和 2 年度は、入会児童数は 620 人、入会率は約 21%、令和 3 年度は、入会児童数は 646 人、入会率は約 22% であった。 このように、入会率については、毎年 1% 程度増加し、留守家庭児童会の利用を希望される方は増えている状況であるが、今年度は、約 24% と突出して高くなっている。 入会児童数増加の要因は、保護者の就労をはじめ様々であるが、桂川・洛西口新市街地の開発や東向日駅前のマンション建設に伴う子育て世帯の人口流入が大きく影響しているものと存じている。 本市ではこれまでから、既存施設に加え、学校施設の活用を図り、入会要件を満たす全ての児童を受け入れるよう努めてきたところである。 また、入会児童数の増加に対応するため、令和 2 年度に第 4 留守家庭児童会と第 2 留守家庭児童会の増築を行ったところである。 加えて、令和元年度には、市内初の民間放課後児童クラブが開設されるなど、多様化する保護者ニーズに対応できる環境整備にも取り組んできた。 児童数の見込みについては、現在、教育委員会において、入会児童数の推計に努めているところであり、今後の入会児童数の増加状況によっては、学校施設の活用や施設の増築など育成スペースを確保

就学援助制度について	する必要があることから、入会希望者数の動向を十分注視するとともに、引き続き、子どもたちが安心して過ごせる生活の場の提供に努めていく。 学校教育法に基づき、就学困難な児童生徒の保護者に対して、教育の機会均等に資することを目的として、就学援助制度を実施しているところである。 このうち、修学旅行や宿泊を伴う校外学習の参加に係る交通費や見学科、宿泊料等については、対象となる児童生徒の参加状況に応じ、実費負担分を教育委員会から学校長に対して支給し、学校から対象となる世帯への振込等を行っているところである。 議員ご質問の修学旅行費や宿泊を伴う校外学習費の支給に係る対象世帯への通知方法については、これまでから、プライバシーに留意しながら、各学校の実情にあわせて、学校から児童生徒を通じて各ご家庭に文書を配付、または、保護者へ直接電話で連絡等を行っているが、保護者の方から特段の要望はなかったところである。 今後においては、経済的理由によって就学困難と認められる家庭に対して援助を行うという就学援助制度の趣旨を十分に踏まえ、対象となる世帯への通知方法等の取り扱いについては、保護者や学校の意見も踏まえながら、よりプライバシーの保護に配慮した方法を考えてまいりたい。
(再質問) ワイヤレスセキュリティシステムの訓練はどのようにされているのか。	【部長答弁】 学校で送受信等を確認しながら、実施している。
(公明党議員団 福田 正人) 物価高騰から市民生活を守る対策について 学校給食の現状と今後の見通しについて 地方創生臨時交付金の活用について	【教育長答弁】 学校給食を取り巻く現状については、総務省が公表している、令和4年4月の消費者物価指数で、生鮮食品を含む食料品が、前年同月比4.0%の上昇となっており、また、5月以降も原油価格の高騰や円安などが要因となり、小麦粉、食用油をはじめ、様々な食料品の価格が上がっている状況にある。 このような中、本市における学校給食の食材調達については、安定的に食材の供給を受けられるよう、公益財団法人京都府学校給食会をはじめ、地場産野菜を取り扱う農業協同組合や市内業者及び、牛乳事業者から調達しており、主な食材である米や牛乳、パン及び、調味料や食用油類については、現時点では、前年度と同額もしくは、若干の値上がりにとどまっており、高騰している状況には至っていない。 給食費については、学校給食の栄養のバランスを維持しつつも、旬の野菜など安価な水準で推移することが見込まれる品目を見極め使用するなど献立に工夫を凝らすことで、前年度と同様に小学校では月額4,400円、年額で4万8,400円、中学校では月額4,950円、年額5万4,450円であり、本年度も給食費の値上げをす

(MUKOクラブ 和島 一行) スポーツ振興について 市民のスポーツ実施状況について 本市のスポーツ競技の種類について アーバンスポーツに対する考えについて	ることなく、保護者の皆様からお預かりした給食費の中で、安全でおいしい給食の提供に努めているところである。 これまでも、産地の天候不順による野菜の価格高騰など食材の一時的な価格高騰に対しては、供給が安定した食材に切り替えるなど献立の工夫により対応してきたが、新型コロナウイルス感染症の長期化や、ウクライナ情勢や円安の進行などの影響により、価格高騰が今後も継続的に続くような状況となった場合には、学校給食に大きな影響が出てくる可能性があるものと考えている。 本市としては、今後の状況を十分に注視していくが、価格高騰が続く、食材の選定など、献立の工夫だけでは限界となり、高騰する食材費の増額分について、給食費の値上げが見込まれる場合には、保護者負担を軽減し、これまでと同様に安全でおいしい給食の提供が続けられるよう、議員ご案内の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金において創設された、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」の活用を検討してまいりたい。 【部長答弁】 令和3年3月に策定した「向日市スポーツ推進計画」の策定にあたり、令和2年2月に満18歳以上の市民1,000人を対象に実施した「本市のスポーツに対する意識調査」では、成人の週1回以上のスポーツ実施率が52.2パーセントとなり、前計画である「向日市スポーツ振興基本計画」の数値目標である50パーセントを達成した。 現在、向日市スポーツ推進計画においては、国の「第2期スポーツ基本計画」にも掲げられている、成人の週1回以上のスポーツ実施率を65パーセント程度、また、成人の週3回以上のスポーツ実施率を30パーセント程度とする数値目標を掲げているところである。 1点目の意識調査の結果から、市民の皆様が行っておられる競技は、屋外スポーツでは野球やサッカー、屋内スポーツではバレーボールや卓球、気軽にできるスポーツではウォーキングなど、30種類程度であると想定される。 アーバンスポーツとは、スケートボード、BMX、インラインスケート、スポーツクライミング、ブレイクダンスなど、都市の中で日頃、目にする場所を会場とすることができる競技とされている。 その中でスケートボード、スポーツクライミングなどは、昨年の東京2020オリンピック競技大会で新種目として採用され、若者を中心に幅広い世代の関心の的となっていると認識しており、アーバンスポーツの普及は本市のスポーツ振興につながるものと考えている。 アーバンスポーツの中には、ブレイクダンスなど騒音が発生せず、体育館で実施できる競技もあるが、スケートボードやインラインスケートなどは、競技中に騒音が発生することから、競技専用場所の確保が必要であり、現状では、本市において積極的に促進する状況にはないものと考えている。
---	--

本市にないような競技の指導者の発掘	現在、公益財団法人向日市スポーツ文化協会が行っている様々なスポーツ教室において、その競技に携わっておられる方に講師を依頼して実施しているところであり、競技の種類に関わらず、どのような競技においても指導者を発掘し、本市のスポーツに関わっていただくことは大切なことであると存じている。 しかしながら、議員ご提案の本市にないような競技の指導者の発掘については、1点目の意識調査においても、本市でそのような競技のニーズがあることはうかがえず、また、本市だけで全ての競技を網羅することは難しいことから、本市にないような競技については、実施されている他市町村等の情報を市民の皆様提供できるよう努めてまいりたい。
学校等体育施設の貸出状況について	令和3年度の貸出状況は、小学校のグラウンドの利用率が66パーセント、体育館の利用率が74パーセント、中学校の体育館・武道場の利用率が83パーセントとなっている。 また、登録団体数については、令和2年度で212団体、令和3年度で192団体、令和4年度で192団体となっており、今後、登録団体数が増加することになれば、スポーツを行う方が増えているということであり、大変喜ばしく存じる。 一方で、著しく登録団体数が増加し、施設利用に問題を来す状況となれば、施設の利用時間や時間帯の区分変更など、制度の見直しが必要になるが、現在のところ、使用率に余裕があり、当面の間は問題ないものと考えている。 いずれにしても、市民の皆様が、健康で心豊かに暮らせるよう、目標として掲げている成人のスポーツ実施率の達成を目指し、引き続き、一人一人のライフステージに応じたスポーツ活動の推進とスポーツに親しめる環境の充実に努めてまいりたい。
(再質問) 八幡市や京都市でスケートボード競技場を設置されている。 向日市では土地の確保等の問題があることは理解している。 向日町競輪場については、二輪の競技施設のため、BMXは設置しているが、四輪のスケートボードの設置を考えていないと伺っている。 市から京都府に対して、スケートボード競技場等を設置してもらえないか、折	【市長答弁】 京田辺市や八幡市にスケートボード用の練習場があることは知っている。 八幡市では賛成反対双方の意見があり、騒音などの問題もあると聞いている。 競輪場の二輪ルールは、今、初めて聞いたところである。 競輪場については、一時は廃止の議論もなされたが、昨今の報道も見ていると収益が改善され、建て直しなど存続に向けて再検討もあるとのことである。 その際には、スケートボードの練習場も設置してもらえないかお願いしたいと考えているので、競輪場を続けられるなら、機会を見つけて要望してまいりたい。

衝を行っていただきたい
がいかがか。

(令和 新政クラブ
小野 哲)
新学習指導要領で求め
られる教育内容について
外国語教育について

【教育長答弁】

グローバル化の一層の進展が予想される中、外国語でコミュニケーションを図る資質・能力を育成する観点から、令和２年度から小学校、令和３年度から中学校、そして本年度から高等学校において新学習指導要領が順次実施されている。

これにより小・中・高等学校を通じた外国語教育のさらなる改善・充実を図る新学習指導要領の着実な実施が求められており、中学校では、外国語教育の目標は、外国語による「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」、「書くこと」の言語活動を通して、簡単な情報や考えなどを理解したり表現したり伝え合ったりするコミュニケーションを図る資質・能力を育成することを目指すこととされている。

また、文部科学省は、「第３期教育振興基本計画」において、中学校・高等学校における生徒の英語力強化のため、測定指標として「中学校卒業段階でヨーロッパ内外で使われている国際指標であるＣＥＦＲ（セファール）のＡ１レベル、英語検定でいうと３級相当以上、高等学校卒業段階でＣＥＦＲのＡ２レベル、英検でいうと準２級相当以上を達成した中高生の割合を５割以上にすると設定している。

本市においても、同様の目標を目指しているところであるが、英検３級相当以上を達成している中学生３年生の割合は、過去５年間の平均が約４５％と、達成にはもう一段努力を必要とする状況にあると考えている。

このため、まず小学校において、中学年では聞くこと、挨拶などやりとりすること、身の周りのものなどについて発表することなどの活動を、高学年ではさらに読むこと、書くことの活動を通して、英語に親しみながら、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力の育成に努めている。

実際の授業では、視聴覚教材・デジタル教材の活用をはじめ、ＡＬＴや英語専科教員、小中連携加配の中学校英語科教員との英語を使ったやりとりを積極的に行っている。

コロナ禍の授業では、常時マスクをつけており、口元が隠れてしまい、正しい英語の発音を身につけることが難しいため、１人１台タブレットを使い、児童が自らの発音を録音・録画し、それに対して発音指導するなどの工夫を凝らしているところである。

中学校では、例えば１年生でプレゼンテーションソフトを使い、英語で旅行プランを考え、写真や図を織り交ぜながら伝え合ったり、２年生では、校外学習で体験したことを、英語で伝え合ったりし、間違いを恐れず、積極的に英語を使おうとする態度の育成に努めている。

さらに、３年生では、外国人に伝えることを意識し、「向日市に外国人観光客を増やすために観光ポスターを作ろう」というテーマで、英語でポスターを作成し、まちてらすＭＵＫＯやＪＲ向日町駅に掲

プログラミング教育への取組について	示するなど、英語を使った表現活動について、様々な授業の工夫がされている。 各学校の教員が、こうした取組を相互に交流することで、授業改善を進め、教員の指導力向上を図ることとしているが、コロナ禍のここ2年間は、教員が他校の授業を参観したり、研修したりする機会が著しく減少したところである。 今後、感染症の状況を十分注視する必要があるが、今年度は可能な限り、授業参観や研修の場を設け、さらに授業改善及び教員の指導力向上に努めてまいりたいと考えている。 また、全国的には、外国語の指導で先進的にICTを活用している学校においては、海外姉妹都市の児童生徒や遠隔地のALT、英語が堪能な人など、多様な人々と個別に会話したり、ビデオレターをやりとりしたりする授業も行われている。 オンラインを利用することで、一人一人の外国語を使ったコミュニケーションの時間や機会が拡充することにつながると考えられるため、今後は、このようなICTを活用した取組状況を把握し、本市児童生徒のさらなる英語力向上に向けた指導方法の参考にしてまいりたい。 新学習指導要領において、情報活用能力は、言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」であり、確実に身に付けさせる必要があるとされている。 また、身に付けた情報活用能力を発揮することにより、各教科等における主体的・対話的で深い学びへとつながっていくことが期待され、小・中・高等学校を通じてプログラミング教育の充実を図ることとされている。 本市においては、小学校の低学年や中学年では、特別活動や総合的な学習の時間に、プログラミングソフトを活用し、自分の入力した指示でキャラクターを動かすなどの体験学習を行っている。 また、高学年では、例えば、6年生の理科「発電と電気の利用」の単元において、人感センサー等の仕組みをプログラミングするシミュレーション体験を通して、電気製品のプログラミングによる工夫に気付かせる学習を進めている。 他にも、企業の出前授業において、「ロボットを動かそう」というテーマでプログラミング学習を行い、実際にタブレットでロボットに指示を出すという体験を通して、プログラミング学習に取り組んでいる。 また、クラブ活動においてもプログラミングソフトを使って、アニメーションやゲームを作成したり、外部団体の協力を得ながらプログラミングの基礎を学んだりしている。 さらに、中学校では、技術家庭科の技術分野において、プログラミングと情報セキュリティに関する内容の充実が図られており、例えば、プログラミングソフトを活用し、ゲームを創作する中で、プログラムの構造を支える要素などを理解したり、アルゴリズムをフロー
--------------------------	--

金融教育について (要望) 教育関係はコロナ禍の大変な状況でも色々な工夫をしながら進めていただ	チャート図に表現し、解決策を構想する学習に取り組んだりしている。 これらの学習は、今年度から高等学校において共通履修科目「情報Ⅰ」として位置づけられている学習の土台となるものであるもので、教育委員会としては、高等学校段階で目指されている情報活用能力の育成に向けて、今年度、ICT担当の専任の指導主事を配置したので、児童生徒が、プログラミング体験を通して論理的思考力を高める授業の充実が図られるよう、各学校へ指導及び支援してまいりたい。 キャッシュレス化や消費者被害の低年齢化に伴い、新学習指導要領において、小・中学校では、金銭管理に関する内容が新たに盛り込まれるとともに、今年度から実施されている、高等学校の新学習指導要領では、成年年齢が18歳に引き下げられたことを踏まえ、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のため、また、若年者の消費者被害の防止・救済のためにも、消費生活に関わる内容について、より一層指導の充実が図られている。 学習指導要領の改定を受け、教育委員会としても、小中学校において、金融教育や消費者教育について指導の充実を図る必要があると考えている。 各学校においては、金融に関する教育について、小学校では、家庭科の時間において、5，6年生の「生活を支えるお金や物」という単元で取り扱い、買物の仕組みや消費者の役割が分かり、物や金銭の大切さと計画的な使い方について理解させたり、購入に必要な情報を収集、整理し、活用して物の選び方、買い方を考えさせたりする学習を進めている。 また、子どもを対象にした金銭教育に携わる団体から講師を招き、ロールプレイングなどの体験活動を交え、金融に関する教育に取り組んでいる学校もある。 さらに、中学校では、家庭科の時間において、2年生の「私たちの消費生活」という単元で、キャッシュレスカードを教材にし、キャッシュレス決済で気をつけることを考える学習を通して、計画的な金銭管理の必要性について学んでいる。 議員ご案内の、京都銀行金融大学校については、児童生徒が体験活動を通して、興味を持って、お金の歴史や銀行の役割について学べると伺っている。 教育委員会としても、18歳成年を見通した時、児童生徒が学校の授業だけでなく、このような専門的な機関による学習機会を得ることは、高等学校の学習にもつながり、意義あることと考えているので、今後、本市小中学校との連携について、相談してまいりたい。
--	--

いており、引き続きよろしくお願いしたい。 (飛鳥井 佳子) 医療的ケア児について 普通学級への通学について	【教育長答弁】 令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」は、「医療的ケア児が医療的ケア児でない児童と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切に教育に係る支援が行われる」ことを基本理念とし、学校の設置者は、在籍する医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有することとされている。 まず、本市における就学校の決定に至るまでの流れについてであるが、学校教育法施行令に基づき、教育支援委員会において、障がいや身辺自立の状況、本人の教育的ニーズを踏まえ、教育学、医学、心理学等の専門的見地による総合的な観点も交え、一人ひとりの実態に応じた就学先の見解を保護者にお示ししている。 就学先としては、通常の学級、特別支援学級もしくは特別支援学校のいずれかを判断しており、その上で、教育委員会において、保護者の方のご意向を可能な限り尊重し、最終的な就学校を決定している。 しかしながら、知的発達の遅れが見受けられる医療的ケア児については、教育課程上、通常の学級においては、学習指導要領に沿って授業内容が編成されるので、障がいの程度によっては、教育的ニーズに応じた教育内容の保障が困難な場合がある。 その点においては、特別支援学級では、医療的ケア児の実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考とした特別の教育課程の編成が可能となっている。 また特別支援学校においては、障がいの状態等に応じた弾力的な教育課程の編成が可能である。 いずれの場合においても、医療的ケア児が、学校において、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受ける環境を保障することが重要であり、障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズや適切な学びの場を総合的に勘案したうえで、保護者のご意向を踏まえ、就学校を決定すべきものと考えている。 次に、学校で医療的ケア児を受け入れるにあたっては、医療行為を実施する看護師等の配置が必要不可欠である。 文部科学省においては、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充策として、学校の設置者に対する補助金制度を設け、医療的ケア看護職員配置事業を実施している。 学校の設置者の責務として、受け入れの体制を整えていく必要があるが、学校は医療機関とは異なり、十分な医療設備もなく、医師も常勤していないため、急な体調の変化に応じることが困難であり、児童生徒の状況によっては、命の危険と隣り合わせとなることさえあり得ることから、実際には全ての児童生徒を受け入れることは困難であると考えられる。 議員ご質問の滋賀県で実施された令和元年度医療的ケア児等の実
--	--

部活の民間移行について

態把握に係るアンケート調査についてであるが、本市においては、医療的ケア児の対象者数は限られていることから、今後においても、福祉部局と情報連携を密に図りながら、医療的ケア児の早期把握に努めるとともに、一人ひとりに応じた適切な教育支援につながるよう、早期からの就学相談に努めてまいりたい。

そして医療的ケアが必要な児童生徒が、小中学校への就学を希望される際には、保護者及び主治医から児童生徒の状況を十分に確認し、児童生徒の身体の安全と命を守ることを第一に考えた上で、受入れが可能な児童生徒については、国庫補助金を活用し、看護師の確保に努め、できる限り受け入れられるよう、体制の整備を図ってまいりたい。

平成31年1月に学校における働き方改革に関する総合的な方策について答申を行い、同答申の中で、部活動について「地方公共団体や教育委員会が、学校や地域住民と意識共有を図りつつ、地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである」と提言されている。

また、令和元年11月及び12月の教育職員のいわゆる給与特別措置法改正に係る国会の附帯決議において、「教育職員の負担軽減を実現する観点から、部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること」とされている。

こうした提言等を踏まえ、令和2年9月には、スポーツ庁から、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」、考え方と具体的な方策が示され、「令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教員が休日の部活動に従事しないこととする」取組を進めることとされた。

また、同庁は、令和3年10月に、大学教授などの有識者や学校関係者、スポーツ団体等を委員とする「運動部活動の地域移行に関する検討会議」を設置され、運動部活動を取り巻く現状と改革の方向性を整理し、地域移行を円滑に進めていく上で解決すべき様々な課題とその改善に向けた方策について、多様な観点から検討が行われ、昨日、スポーツ庁長官に提言が提出されたところである。

提言では、議員ご指摘の会費についても触れられており、会費が保護者にとって大きな負担となるような額になると、スポーツ活動に参加することを躊躇してしまったり、諦めてしまったりすることが生じる恐れがあるとの課題が示されている。

教育委員会としては、部活動を地域移行することは、教員にとっては部活動に係る負担軽減を図ることができ、学校教育の質の向上につながることで、生徒にとっては多様なスポーツ活動の場が整備されること、また、地域のスポーツ団体等と連携協働し運営することにより多様な世代と交流が図れることなど、望ましい環境になると考え

(要望) 一番弱い人の立場に立ち、一番困っている人を助けなければ、何のための行政かわからない。 医療的ケア児への対応は、ぜひ福祉部局と協力して実現してほしい。	ているが、一方で保護者が負担するスポーツ団体等への会費が部費と比べて高くなることが想定されるなど、様々な課題がある。 本市の状況に照らすと、専門性や資質を有する指導者の確保や、部活動の受け皿となるスポーツ団体等の有無、スポーツ施設の確保等、検討を要する多くの課題があることから、部活動を早急に地域移行することは難しいと考えている。 また、検討会議の提言の中では、現在、全国大会ではトーナメント方式が主流となっており、一度でも試合に負けると大会から敗退することとなるため、中には勝利至上主義による行き過ぎた指導等が生じていることも課題として取り上げられている。 生徒の中には、体力や技量が高い競技志向の生徒もいる一方で、スポーツを楽しむことを重視するレクリエーション志向の生徒や、運動が苦手な生徒もあり、生徒の志向や状況に応じた対応が求められているところである。 なお、スポーツ庁では、昨年度から、休日の部活動の段階的な地域移行について実践研究を行う「地域運動部活動推進事業」を実施されており、本事業に先進的に取り組んでいる自治体からは、地域の企業や大学と連携を図り指導者を確保したり、スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブなど地域のスポーツクラブが受け皿となったり、地域で指導を希望する教員が引き続き指導を行うことができる仕組みづくりなどに取り組んでいる状況が報告されている。 同事業は、今年度2年目を迎えるので、引き続き、先進的な実践研究の状況把握に努めてまいりたい。 また、この度の提言を踏まえ、休日の部活動の段階的移行に向けて、今後、スポーツ庁策定の運動部活動に関するガイドラインの改訂や、都道府県段階の推進計画の策定等が想定されるところである。 教育委員会としては、中学校における今後の部活動の在り方については、「学校の働き方改革」とともに、生徒に適切なスポーツ環境を確保する視点に立って、本市の実情を踏まえ、丁寧に検討する必要があると考えている。 そのため、議員ご案内の、文化部活動に関する検討状況を含め、国及び京都府における今後の動向を注視しつつ、校長会と十分協議してまいりたい。
--	--

学校施設整備の前倒しについて	の天井を撤去し、耐水性のあるプラスチックボードで仮復旧しており、外壁改修工事の完了後、漏水しないことを確認した上で本復旧に着手したいと考えている。 通常、雨漏りが発生した際には、直ちに現場確認を行い、修繕の対応をしているが、発生場所や施工条件、環境によっては修繕完了までに時間を要することもあり、ご不便をおかけすることもあるが、今後とも児童生徒、教職員が安心して過ごすことができるよう、施設の点検等を徹底し危険箇所の早期発見に努めるとともに、速やかに安全対策を講じてまいりたい。 先ほど申し上げたとおり、昨年度から、全小中学校の校舎内落下対策工事を実施するとともに、順次、外壁改修工事に取り組んでいるところである。 雨漏り対策としても、令和３年度は、第４向陽小学校屋上防水工事の他、小学校４校と中学校２校、合計６校で７箇所の修繕を行っており、さらに令和４年度においては、小学校３校と中学校１校、合計４校の屋上防水改修工事を計画しているところである。 教育委員会としては、令和３年度以降、改修工事や修繕による予算を増額しており、国の補助金の確保にも努めながら、学校環境の改善のために、集中的に学校施設の老朽化対策に取り組んでいるところである。 今後においても、定期的な点検を一層強化するとともに、計画的に改修工事を進め、児童生徒の安全確保及び学校施設の維持管理に努めてまいり。
第４向陽小学校及び寺戸中学校の増築について	昨年の第２回定例会においてお答えしたとおり、本市の児童生徒数については、全体的には減少傾向にあり、２０年後には現在の約７４％、３０年後には約７０％、４０年後には約６４％の２,８００人程度にまで減少すると推計している。 ご質問の第４向陽小学校と寺戸中学校については、市北部地域では就学前の子どもをお持ちの若い世帯が多く、短期的にみると児童生徒数は今後も増加することが予測されるが、一方では私立小中学校への進学などによって、クラス数が減少する要素もあることから、将来的な就学児童生徒数について、毎年度推計を重ねているところである。 こうした中、現時点の推計によると、令和５年度から弾力化による受け入れを停止する第４向陽小学校においては、令和７年度に児童数は約８００人、通常の学級数は２５学級に達するものの、以降児童数は減少し、出生児数が確定している令和９年度までは２５学級を超えることはないの見込んでいる。 また、寺戸中学校においても、生徒数は増減を繰り返し、令和１２年度に生徒数は約５６０人、通常の学級数は１５学級に達するが、以降出生児数が確定している令和１５年度までは緩やかに減少する見込みである。 このことを踏まえると、第４向陽小学校及び寺戸中学校について

(再質問) 点検後、新たな雨漏りや急いで対応しなければいけないところはあったか。 近々の就学人数増加の対策はいかがか。 安全のために老朽化対策を強める、早めることについて伺う。 (杉谷 伸夫) 就学援助制度について 就学援助率について 基準について	は、余裕教室の転用等により、既存の施設において収容が可能であると考えられることから、現時点においては、増築の必要はないものと判断している。 今後においても、教育委員会としては、引き続き、児童生徒数の正確な推計に努め、児童生徒数の増加に速やかに対応できるよう、取り組んでまいりたい。 【部長答弁】 雨漏りした5校8箇所を点検した。優先順位をつけ対応していく。 余裕教室を通常の学級教室に転用するなど、必要な対策を実施している。 内壁劣化調査で早急に対応が必要なD判定に加え、1年毎の点検が必要とするC判定についても、前倒しで昨年度に全て修繕対応した。 外壁についても全校で外壁劣化調査をするとともに、第4向陽小学校、第6向陽小学校、寺戸中学校で先行して外壁劣化対策を実施した。 今後も安全安心のためにしっかり対応していく。 【部長答弁】 令和3年12月に文部科学省が公表している「就学援助実施状況等調査結果」によると、全国的な就学援助制度の児童生徒数の推移については、「児童生徒数全体の減少」や「経済状況の変化」を主な理由とした減少傾向が、令和2年度まで8年連続で続いているとされている。 本市においても、多少の増減はあるものの、概ね同様の傾向となっているところであり、就学援助制度を利用されている世帯の令和3年度の状況については、小学校が12.1パーセント、中学校が16.0パーセントとなっている。 就学援助制度については、学校教育法第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされていることから、本市においても、就学援助制度の認定については、「住民税が非課税であること」「児童扶養手当を受給していること」「国民年金保険料が免除されていること」等の様々な認定要件がある。 そのうち、前年度の世帯全員の合計所得額が一定の基準以下の場合には「経済的理由により就学が困難」という認定要件があるが、就学援助のこれらの認定については、平成17年度以降、国庫補助制度が廃止され、一般財源化されたことにより、各市町村の基準に従って、それぞれの地域の財政状況等を考慮して、就学援助制度を実施しているところである。 ご質問の「経済的理由により就学が困難」の認定要件による具体的な本市の基準については、生活保護法に準じて算出した需要額と世
---	---

(再質問) 就学援助率の小学校数値が低く、中学校数値が高い。以前から差があるが、原因について教えてほしい。 基準は公表すべきではないか。 (要望) 基準の公表については速やかに検討、実施してほしい。 また、来年の就学援助の案内は、利用できる基準がわかりやすいような工夫をしてほしい。 (日本共産党議員団 常盤 ゆかり) 学校給食費の負担軽減等について 学校給食費の無償化について	等を周知するにあたっては、限定したモデルケースを記載することによって、ご自身で対象とはならないと誤解した判断をされた結果、申請につながらない恐れもあるのではないかと考えている。 このため本市においては、これまでから、多くの申請につながるよう、就学援助制度のお知らせ文書等には、モデルケース等は記載せずに、様々な方法で就学援助の制度の周知に努めてきたところである。 また、就学援助の申請書は、認定審査に必要となる市の保有する情報を調査する同意書も兼ねていることから、就学援助の申請書を提出いただいた際には、世帯状況や収入状況等を確認させていただき、個々の実情に応じて詳細に検討し、丁寧な説明に努めているところであり、直ちに事例等を記載することは考えてはいない。 今後においても、就学困難な児童生徒の保護者に対して、必要な支援が確実に行えるよう、幅広く制度の利用につながる周知に努め、就学援助制度の実施に取り組んでまいりたい。 【部長答弁】 把握できていない。 他の自治体も示しているため、本市も考えていきたい。 【市長答弁】 学校給食費の無償化については、学校給食法及び同法施行令において、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち、運営に係る人件費や施設整備修繕費については、設置者が負担し、それ以外の経費を保護者にご負担いただいているところである。 議員お尋ねの学校給食費の無償化をするためには、小中学校の給食費の年額に本年5月1日現在の児童生徒数を掛け合わせた合計金額約2億2,400万円が学校給食費全額無償化による本市経費負担額になるものと試算される。
--	--

	本市においては、これまでから、学校給食費にかかる保護者負担の軽減を図るため、生活保護制度や本市就学援助制度に基づく補助を実施してきたところであり、全ての子どもたちが学校給食を喫食できるよう取り組んでいるところである。 また、議員ご指摘の府内で給食費無償化を実施している自治体については、いずれも人口減少が大きな課題である自治体が、主に少子化対策、定住・転入の促進を目的に実施されていることから、近年、人口が増加した本市とは状況がまったく異なり、本市施策の参考とはならないものと存じる。 加えて、京都府の見解として、「給食費の無償化については、全ての市町村で一律に給食費の無償化を実施することは、義務教育の無償化制度の中では想定されておらず、就学援助費としての位置づけや財源負担問題を国において適正に判断すべきである。」と府議会の中で答弁されている。 学校給食費を一律に無償化することについては、多額の経費負担が必要であることに加え、先ほども申し上げたとおり、生活保護制度や就学援助制度に基づく給食費の補助を実施しているところであることから、給食費の一元無償化は考えていない。
学校給食費の値上げについて	【教育長答弁】 昨日、福田議員にもお答えしたとおり、給食費については、学校給食の栄養のバランスを維持しつつも、旬の野菜など安価な水準で推移することが見込まれる品目を見極め使用するなど献立に工夫を凝らすことで、本年度も給食費の値上げをすることなく、安全でおいしい給食の提供に努めているところである。 これまでも、産地の天候不順による野菜の価格高騰など食材の一時的な価格高騰に対しては、供給が安定した食材に切り替えるなど献立の工夫により対応してきたが、新型コロナウイルス感染症の長期化や、ウクライナ情勢や円安の進行などの影響により、価格高騰が今後も継続的に続くような状況となった場合には、学校給食に大きな影響が出てくる可能性があるものと考えている。 本市としては、今後の状況を十分に注視してまいるが、今後も価格高騰が続き、給食費の値上げが見込まれる場合には、保護者負担を軽減し、安全でおいしい給食の提供が続けられるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を検討してまいりたい。
学校給食費の無償化について	先ほど安田市長の答弁でもあったように、学校給食費の無償化については、学校給食法等に基づき、学校給食の実施に必要な施設等に要する経費や運営に係る人件費については、設置者が負担し、食材料費については保護者に、ご負担をいただいているところである。 議員ご質問の学校給食費の無償化をするためには、小学校の給食費の年額4万8,400円と中学校の給食費の年額5万4,450円に本年5月1日現在の小学校児童数3,026名、及び中学校生徒数1,425名を掛け合わせた合計金額約2億2,400万円が学校給

	食費全額無償化による本市経費負担額になるものと試算される。 本市においては、これまでから、学校給食費にかかる保護者負担の軽減を図るため、生活保護制度や本市就学援助制度に基づく補助を実施してきたところである。 また、令和２年度には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による学校の臨時休業に伴い、子どもたちが家庭で過ごす時間が長くなることで、各ご家庭の経済的な負担が増えることが見込まれたことから、就学援助受給世帯に給食費２ヶ月相当額を、更に、市立小中学校の児童生徒の全保護者を対象に給食費１ヶ月相当額を支給し、学校給食費にかかる保護者負担軽減に努めたところである。 教育委員会としては、午前中、山田議員のご質問にお答えしたとおり、本市の小中学校施設の多くは建設から４０年以上が経過しており、老朽化する学校施設の大規模改修や改築などが喫緊の課題であり多額の財源を要することから、学校給食費を一律に無償化することは考えていない。
ヤングケアラーへの支援について 学校での実態把握について 子ども家庭課との連携について	【教育長答弁】 昨年５月に厚生労働省及び文部科学省の連携プロジェクトチームが、ヤングケアラーを早期に発見し、必要な支援につなげるための施策について取りまとめられた報告書では、ヤングケアラーは支援が必要であっても表面化しにくい特徴があり、ヤングケアラーや周囲の大人が世話を当たり前のことであると認識し、過度な負担により子どもの日常生活や学業等に影響が出ていることに気がつかず、必要な支援につながらない場合があるとされている。 また、学校の教職員は子どもと接する時間が長く、日々の変化に気がつきやすいことから、ヤングケアラーを早期に発見しやすい立場にあるとされているが、ヤングケアラーに関する概念の周知が十分ではなく、その理解促進を図った上でスクールソーシャルワーカー等を通じ、福祉等の適切な支援につないでいく役割が期待されると述べられている。 本市の小中学校においては、教員が児童生徒との日常会話や保護者との面談を通じて、各家庭での過ごし方について状況把握に努めており、児童生徒が障がいや病気のある家族に代わり、料理や洗濯、掃除などの家事をしている状況や、家族の代わりに幼いきょうだいの世話をしている状況など、ヤングケアラーであることが疑われる状況を把握した際は、児童生徒から状況を丁寧に聞き取り、管理職や教員、各校配置のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを含めた校内の教育相談部によるケース会議等において情報を共有し、児童生徒への支援の在り方について協議するとともに、必要に応じて本市の子ども家庭課等に情報提供し、適切な支援につなげているところである。 教育委員会としては、教員が、児童生徒の日々の些細な変化を見逃すことがないように、ヤングケアラーに関する概念についてしっかり
ヤングケアラーに関する周知等について	

学校トイレへの生理用品常設について	と理解する必要があると考えている。 このため、各学校においては、今年度、教育委員会配置のスクールソーシャルワーカーを活用した教員対象の研修会を計画しており、ヤングケアラーの視点を持って迅速且つ適切に対応できるよう、教員の資質・能力の向上を図るとともに、学校の教育相談機能の充実に努めてまいる。 また、今後、ヤングケアラーの実態の早期発見、早期対応に向け、児童生徒に対して、ヤングケアラーに関する知識を習得させることも必要であると考えており、発達段階に応じた適切な指導内容について検討してまいりたい。 【部長答弁】 令和3年第2回定例会及び第4回定例会でお答えしたとおり、生理用品の設置がこれまでの生理用品をめぐる問題の解決だけではなく、困難な状況にある児童生徒の家庭環境など全体を見る必要があり、各学校において、児童生徒一人ひとりに寄り添った、きめ細やかな支援を図ることが重要であると考えている。 その中で、生理用品を配付することを通して、児童生徒が不安や悩みを相談できる機会となるよう、現在、本市の小中学校においてはこれまでと同様に、保健室や職員室に生理用品を常備し、児童生徒が困ったときには、養護教諭等教員が配付している。 また、小学校高学年以来、繰り返し指導する中で、児童生徒には緊急時など困ったときは、保健室への来室や先生に相談をすることが身に付いており、中学校入学後に、養護教諭や保健体育科担当教諭から、困ったときには保健室に来室するように改めて周知していると報告を受けている。 こうした中で、本年4月から5月末までの生理に係る保健室や職員室への来室状況を調べましたところ、小学校6校で6人、中学校3校で15人であり、その理由は緊急時や準備不足によるものであり、経済的な理由による来室はなかった。 また、同じ児童生徒が複数回来室するような家庭状況の変化などを危惧するような報告も受けていない。 議員ご質問の1点目の「アンケートの実施について」と2点目の「学校トイレへの生理用品の常設について」は、関連することから併せてお答えする。 トイレトーパーと同じように生理用品を常設することについては、養護教諭や教員が児童生徒の不安や悩みを把握する機会を失うことにつながり、現時点では学校トイレへの常設については考えていない。 また、学校生活の中で困っている状況については、児童生徒の訴えを待つのではなく、年2回の児童生徒アンケートと個人面談を実施しており、教職員が児童生徒一人ひとりの声を聞き、把握に努めているところである。
--------------------------	---

(再質問) ヤングケアラーに関わる、学校へのスクールソーシャルワーカーの配置について伺う。 子ども自身がヤングケアラーではないかと自認するために、児童生徒に対しても周知や研修が必要と考えるが、どのように対応されているのか伺う。 職員室や保健室の近くのトイレに生理用品を常設すれば、数の把握や管理もしやすいが、いかがか。 (要望) ヤングケアラーとして困難な状況にある子どもが増えている現状を直視し、私たちも含めて研修も行い、一緒に検討していきたい。 また、生理用品については様々な問題はあるが、向日市もトイレへの常設を検討してほしい。	教育委員会としては、生理用品に係るアンケートの実施については、可能ではあると考えているが、発達機微に触れる問題もあるので、校長会と十分に協議の上、実施の可否も含め、検討してまいりたい。 【教育長答弁】 スクールソーシャルワーカーには、今年度から週2回、うち1回は教育委員会、残りの1回は各学校を回っていただく形で来ていただき、このヤングケアラーの研修講師も依頼しようと、今、計画を進めている。 すでに計画ができ、1学期中に研修する学校もある。 児童生徒への周知については、発達段階に応じてどう指導をしていくかということで、まずは指導にあたる教職員がしっかりヤングケアラーについて理解し、その上でどう指導をしていくかという段階を踏んでいくことになる。 発達段階に対してどういう内容で理解させていくかということを考え、周知していき、指導にあたっていきたい。 【部長答弁】 思春期に入り、言い出しにくい実情も考えられるが、成長の差も大きいので、アンケートの実施もできると思うが慎重な対応が必要である。 職員室や保健室の近くのトイレへの設置も、校長会での協議を踏まえ、併せて考えていきたい。
--	--

向日市議会令和4年第2回総務文教常任委員会質疑要旨

- 1 日 時 令和4年6月15日（水） 午前10時30分～午前10時52分
- 2 場 所 向日市役所第1委員会室
- 3 委 員 丹野委員長、石田副委員長、山田委員、永井委員、長尾委員
上田委員、杉谷委員

議案第35号 向日市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について	
	○質疑
	【向日市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について】
委員	中央公民館を指定管理者から直営方式に改正する理由を聞かせていただきたい。また、条例第3条の連絡等にあたる公民館について、場所や連絡調整する人、機関を作るのかお聞きする。
事務局	旧中央公民館については、利用者サービスの向上を図るために指定管理者制度を導入する予定で事務を進めていたが、耐震診断の結果により休館となった。今回の市民会館は市庁舎と併設しており、庁舎と一体的に管理を行うために直営となった。連絡等にあたる公民館については、中央公民館の機能としては4つあり、地区公民館との連絡調整や施設の維持管理、予算を含めた対応、中央公民館として市民文化展や市民教養講座などの事業の実施、貸館業務、向日台や向日町などの地区公民館がない地域の地区公民館としての役割など、他の公民館では実施できない事業を実施することから、連絡等にあたる公民館として規定するために条例を改正するものである。
委員	連携する人はどのような人なのか。場所について、以前は市民会館の中に中央公民館も一緒に事務所があったが、どのような形になるのか。
事務局	教育部内の執務室に中央公民館の職員を配置し、地区公民館の連絡調整や事業の企画などを行うことになる。
委員	中央公民館の貸館を申請する場所はどこか。
事務局	市民会館で申請することになる。それ以外の地区公民館との連絡調整などの業務は教育部内の執務室で行うことを考えている。
委員	教育委員会のどの部署で連絡調整をするのか。市民会館と一緒に申込を受け付ける場所を設けるということでもいいか。
事務局	場所は離れるが、申請は市民会館で行い、連絡調整などの業務は教育部内の執務室で行い、公民館の職員を配置する。

委員	新たに連絡調整などの4つの業務を担当する職員を配置するということでもいいか。担当課はどこで、現在配置されている職員以外で増やすのか。
事務局	現在、中央公民館は3人の職員を配置しており、その職員が教育部の執務室内で業務を行うことになる。
委員	市民会館の管理運営の所管部署は総務課になって、そこに中央公民館機能を持たせて、何人か配置するイメージか。館長はどのような方になるのか。
事務局	以前は、市民会館と中央公民館を併設していたので、職員は併任辞令であった。館長は従来どおり置く。
委員	建物は1つであるが、市民会館と中央公民館のそれぞれに館長を置くのか。
事務局	まだ決まっていないが、従前は館長が兼ねており、併任も含め考える必要がある。
委員	これからということか。館長は併任になると思う。前の市民会館兼中央公民館は、教育部が主体となっている認識があった。新しい市民会館はどうなるのか。
事務局	以前は、職員も館長も併任しており、中央公民館のことは教育委員会が所管していた。今回の条例改正で中央公民館の機能を持たせる部分は、教育委員会が所管する。
委員	中央公民館に連絡体制や連携するということで、運営委員会をつくる予定はあるか。地区公民館のバリアフリー化の話ができる運営委員会とか。また実際に、エレベーター化は考えているか。
事務局	各地区公民館の館長と中央公民館との調整する会議があるので、その場を活用し、運営委員会を設けることは考えていない。バリアフリー化については、40年以上経っている地区公民館が多いことから適宜修繕しているが、今後も状況を見ながら適切な修繕を図りたい。
委員	中央公民館、地区公民館は市民にとって身近な施設である。市直営であるので、公民館の活発化や稼働率の向上、市民が喜ぶ施設にするためにも、市民の意見を聴く運営委員会を設置してほしい。
事務局	現時点では運営委員会の設置は考えていないが、幅広くいろんな角度から意見を聴くことは重要である。

委員	市民の意見が聴くことができる運営委員会のようなものを設置していただくことを要望する。
委員	以前の市民会館を取り壊すときにこの条例が改正されてもよかったと思うが、なぜこのタイミングになったのか。
事務局	中央公民館だけでなく公民館全体を規定しているので、決まった段階で改正する予定であった。市民会館に中央公民館の機能を持たせることが決まったので、向日市民会館の設置及び管理に関する条例の制定に併せて、公民館についても改正することになった。 採決　－　挙手全員　－　（可決）

令和3年度 いじめ調査の概要について

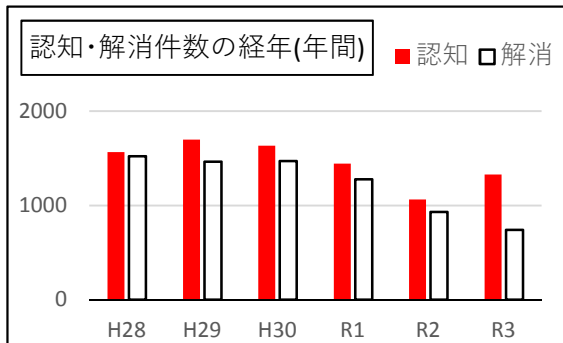
<第1回調査(7月)→追跡(11月)→第2回調査(11月)→追跡(2月)>

令和4年7月13日
学校教育課 指導係

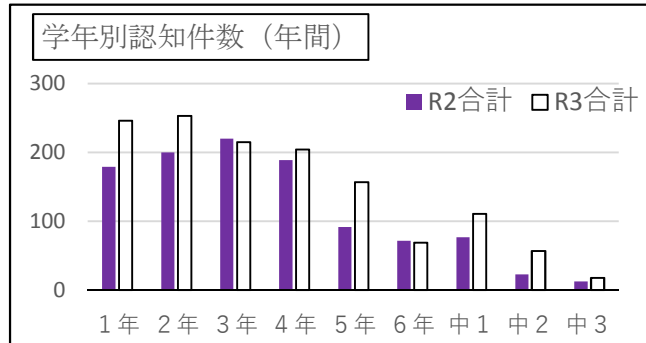
1 認知、未解消、解消の件数

小学校:人 3,001 中学校:人 1,447

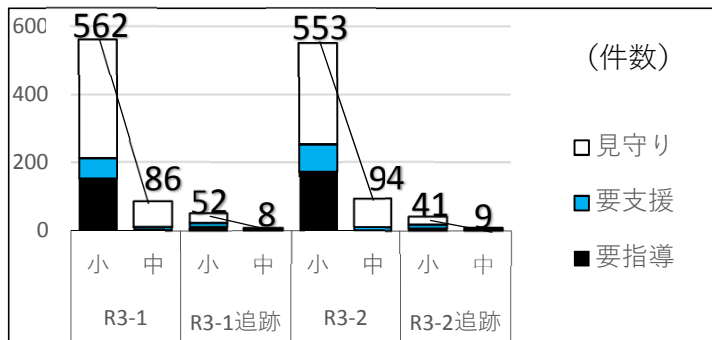
	第1回調査(追跡後)				第2回調査(追跡後)				年間	
	小学校		中学校		小学校		中学校		合計	
	R2	R3	R2	R3	R2	R3	R2	R3	R2	R3
認知件数	426	583	39	91	526	559	74	95	1065	1328
未解消件数	72	52	2	8	55	518	4	9	133	587
解消	354	531	37	83	471	41	70	86	932	741



※H29第2回調査から「解消」の定義を変更



2 未解消の状況

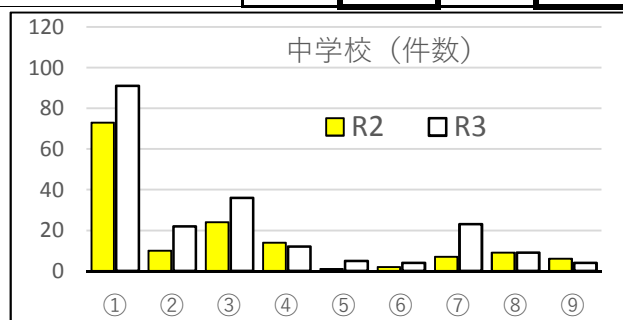
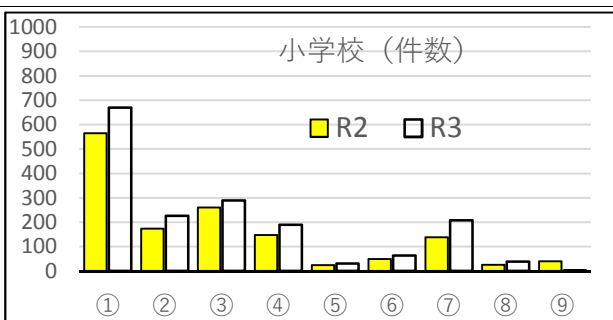


	1回目追跡後		2回目追跡後	
	小学校	中学校	小学校	中学校
認知	583	91	559	95
未解消	52	8	41	9
(要指導)	12	0	7	0
(要支援)	11	6	12	4
(見守り)	29	2	22	5
解消	531	83	518	86

3 いじめの態様

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。
- ⑨ その他

	小学校		中学校	
	R2	R3	R2	R3
①	565	670	73	91
②	174	227	10	22
③	261	289	24	36
④	148	189	14	12
⑤	25	31	1	5
⑥	49	64	2	4
⑦	139	208	7	23
⑧	26	39	9	9
⑨	40	1	6	4



令和3年度不登校の状況について

令和4年7月13日
学校教育課

1 概要

- 令和3年度の不登校児童生徒数は小学校47名（出現率1.57%）中学校71名（出現率4.91%）であり、出現率は昨年度と比べ小学校では0.05ポイント増加、中学校では0.85ポイント増加している。（表1）（グラフ1）
- 不登校児童生徒114名のうち新規は48名（小学校23名、中学校25名）である。昨年度の新規不登校児童生徒と比べ、小学校が2名増加、中学校が5名増加であった。（表1）
- 不登校児童生徒の中でも学校での指導や関係機関との連携により、不登校が解消する例もみられた。
- 令和元年から適応指導教室を水～金曜日の3日間開室を月～金の全曜日開室へ拡充しており児童生徒と多様な学びの場の一つとして活用が定着してきた。（平均出席人数3.5人）

不登校児童生徒数

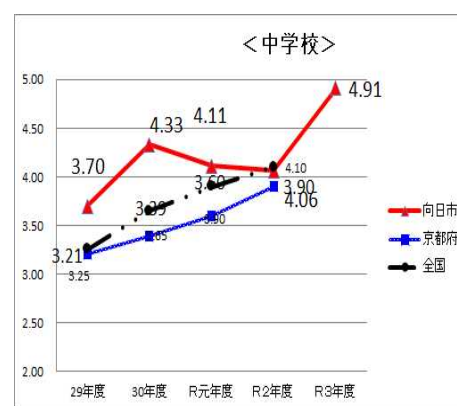
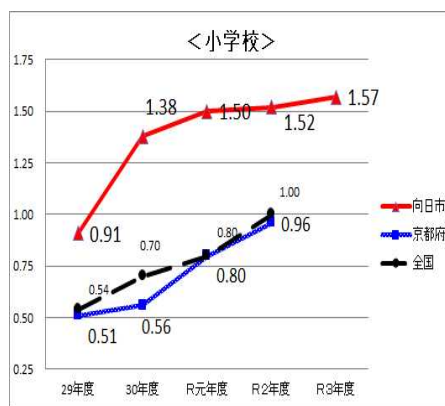
（表1）

年度	小学校計	中学校計	総合計
29	28(16)	55(26)	83(42)
30	42(26)	64(26)	106(52)
R1	45(24)	61(23)	106(47)
R2	45(21)	60(20)	105(41)
R3	47(23)	71(25)	118(48)

（ ）内は新規不登校児童生徒

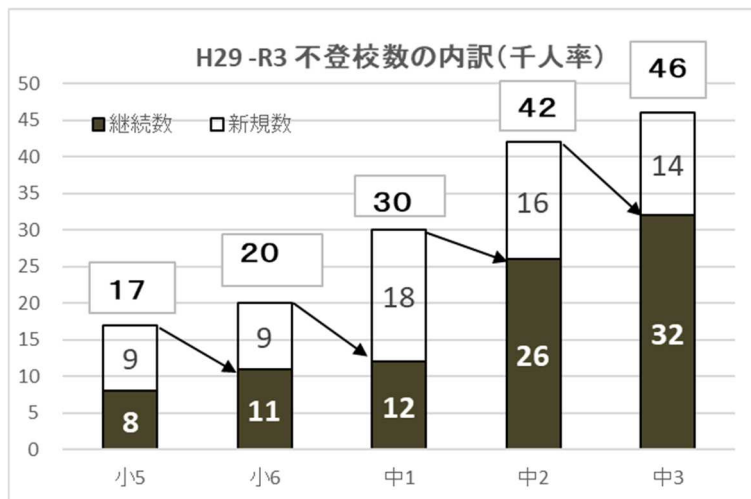
不登校出現率

（グラフ1）



不登校数の内訳(千人率)

（グラフ2）



<中1での新規不登校の増加>

小6から中1にかけて、不登校児童20名は進学後に12名となり8名減となっているが、新規の不登校生徒が18名出現しているため、結果として10名増加となる。

令和3年度不登校児童生徒数変化

R3年度	小1時	小2時	小3時	小4時	小5時	小6時	中1時	中2時	中3時
高2	1	1	1	3	2	8	14	20	20
高1	3	2	5	8	8	10	17	23	21
中3	0	2	3	2	9	12	18	24	25
中2	4	2	4	5	9	11	15	21	
中1	2	2	1	9	14	15	25		
小6	2	1	4	4	9	10			
小5	2	5	7	10	13				
小4	3	5	6	8					
小3	4	5	7						
小2	0	5							
小1	4								

（表2）

<小学校高学年、中学校で初期対応を重視>

- 小学校高学年で増加した学年は、中学校入学後、さらに増加する傾向が見られる。とりわけ、中1、2時への進級時に急増している。
- 小5、中1は、小学校中学年時に急増し、その後も、増加傾向が見られる。

(グラフ 3)

不登校生徒進路について

高等学校進学率（定時・通信制含む）（表 3）

年度	不登校生徒	市全体
令和 3 年度	97%	99.6%
令和 2 年度	100%	100%
令和元年度	75%	99.6%
平成 30 年度	96%	99.8%
平成 29 年度	96%	99.0%

(表 4)

令和 3 年度フリースクール等の民間施設活用状況

No	施設名	活用人数
1	ヴィキッズ	6 名
2	京都つくば開成高等学校 不登校相談支援センターなごみの教室	2 名

2 今後に向けて

◆未然防止の取組

- ①すべての児童生徒が達成感をもつことができる授業、すべての児童生徒の心の居場所となる学級経営
 - ・児童生徒の気になる行動や様子を早期に気付くことができる教職員の育成や研修を充実させる。
- ②「心の相談サポーター」等の効果的な活用（グラフ 3）
 - ・担任だけでなく、複数人で児童生徒へのきめ細かな支援を実施する。
- ③小中における児童生徒の状況の細かな引継ぎ（表 2、表 3）（グラフ 2）
 - ・小学校での不登校の様子や支援の状況について 6 年時の状況だけでなく、低学年時の登校状況も情報交換をするなど、9 年間を見通した引き継ぎを充実させ、中 1 ギャップの予防に努める。

◆不登校児童生徒への取組

- ④児童生徒の一人一人の状況に応じて適応指導教室やフリースクールなど多様な教育機会の確保（表 4）（表 5）
 - ・登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す。
 - ・中学校卒業後の希望進路の実現に向けた支援を学校全体で取り組み、ひきこもりの未然防止に努める（京都府早期支援特別班の活用）
- ⑤不定愁訴、登校渋り等への迅速で組織的な初期対応
 - ・登校渋りが疑われる場合、直ちに不登校対策チームの立ち上げ、組織的な対応を行う。
 - ・不登校児童生徒への個に応じた支援及びアセスメントにもとづいたチーム支援を実施
- ⑥教育相談事業（市教育相談、府スクールカウンセラーやまなび生活アドバイザー等）や関係機関との連携による中・長期的な不登校状況への対応